

詳しくは裏面をご覧ください

事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症などで被害を受け金融機関から融資を受けた方々へ

利子補給を実施します

対象者は？

石巻市内に本社や事務所があり1年以上継続して事業を行っている中小企業者

補給額は？

1事業者あたり50万円まで

補給期間は？

貸付実行日から3年間



石巻市 Ishinomaki City



制度の趣旨

石巻市では、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめ、令和元年度台風19号などの自然災害による直接的な被害や、大型倒産等事業者に債権があり経営に支障があるなどの間接的被害を受けた石巻市内事業者を支援するため、利子補給を実施します。

制度の概要

1 適用開始日	令和元年10月12日以降に対象融資を受けた者
2 利子補給の内容	事業者が負担した利子相当額 ※利子補給率: 年利1.0%以内 対象融資限度額: 1事業者あたり2,000万円まで 利子補給上限額: 1事業者あたり50万円まで
3 補給期間	対象融資借入実行日から3年間
4 補給対象者	石巻市内に本社又は事業所があり、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者 個人事業主の方は市内に住所及び事業所を有している方
5 対象融資	宮城県中小企業安定資金 (災害復旧対策資金・セーフティネット1号・4号資金) 株式会社 日本政策金融公庫 (災害復旧貸付・セーフティネット1号・4号資金・コロナウイルス感染症特別貸付・小規模事業者経営改善資金コロナウイルス関連特枠) 株式会社 商工組合中央金庫 (災害復旧資金・セーフティネット1号・4号資金)

利子補給金の手続き

毎年1月1日から12月31日までに支払った融資資金に対する利子のうち、利子補給対象額を翌年の2月下旬(予定)までに交付します。利子補給を受ける場合は、利子補給金交付申請書の提出が必要です。

問合せ先 石巻市産業部商工課 企業支援担当
電話0225-95-1111(内3523・3524)